

準備はお早めに確定申告

平成29年分所得の確定申告相談を次の日程で実施します。

申告期限は3月15日(木)ですが、期限間近になると大変混雑し、長時間お待ちいただくこともありますので、可能な限り次の地域指定日をご利用ください。

また、受付時間が変更となっている会場がありますので、ご注意ください。

平成29年分 申告相談日程表

月日	曜日	対象地域	受付時間	会場		
2月	16日	金	午前9時30分～午後3時	役場大会議室		
	19日	月			常盤・川上・川上公住	
	20日	火			開運・旭	
	21日	水			桜・桜公住	
	22日	木	富士・麻生・平和	午前10時～正午	久著呂農村環境改善センター	
	23日	金	久著呂・コッタロ・沼幌	午前10時～午後1時	虹別酪農センター	
	26日	月	虹別全域	午前10時～午後1時	磯分内酪農センター	
	27日	火	磯分内市街	午前10時～正午		
	28日	水	上記以外の磯分内	午前10時～正午	茶安別公民館	
3月	1日	木	午前10時～午後1時	阿歴内公民館		
	2日	金			阿歴内中央・東・南地区	
	5日	月	阿歴内北・北片地区	午前10時～午後1時	塘路住民センター	
	6日	火	塘路全域	午前10時～午前11時	駒ヶ丘荘	
	7日	水	駒ヶ丘荘 (予備日:悪天候であった地域)	午前9時30分～午後1時	役場大会議室	
	8日	木	共和・下茶安別・中茶安別以外の茶安別			
	9日	金	オソツベツ			
	12日	月	ルルラン・栄・南標茶・北標茶・厚生			
	13日	火	五十石・茅沼・シラルトロ・多和・上多和	午前9時30分～午後3時	役場大会議室	
	14日	水				全地域
	15日	木				

平成29年分の所得税について、確定申告が必要なのか、還付申告で納めすぎた税金が戻る可能性があるのか、下記の例で確認しましょう。分からないことがある場合は、申告相談を利用してください。

確定申告が必要な方

- ・給与を1カ所からもらっている方で、給与以外の所得金額（退職所得を除く）が20万円を超えている方
- ・給与を2カ所以上からもらっている方で、年末調整されていない方。給与以外の所得金額（退職所得を除く）が20万円を超えている方
- ・同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けている方
- ・給与の収入金額が2千万円を超えている方

還付申告で税金が戻る可能性のある方

- ・年途中で退職した後に就職しなかった方で、給与所得の年末調整をされていない方
- ・給与所得者などで医療費控除などの所得控除、税額控除のある方
- ・給与所得者などでセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の所得控除がある方
- ・災害などに遭い、住宅や家財などに損失があった方

※上記以外にも確定申告が必要となる場合や、還付申告で納めすぎた税金が戻る場合があります。

■放っておくと損、還付申告もお忘れなく

季節雇用で働いている方など、年の途中で退職し年末調整をされていない方は、確定申告をすることで給料から天引きされたままの所得税が戻ってくる場合があります。

また、年末調整が済んでいても、次に該当する場合は所得税が戻ってくる場合があります。

- ・住宅ローンなどを利用してマイホームの取得や増改築をした場合
- ・病気やけがのため支払った医療費から、保険、助成金、医療費還元などで補われた額を差し引いた残額が10万円または所得の5%相当額のいずれか少ない額を超えた場合

※公共交通機関で通院した場合の交通費も医療費控除の対象となりますが、自家用車で通院した場合は医療費控除の対象とはなりません。

※スイッチOTC医薬品を12,000円以上購入した場合（上限88,000円）

- ・年末調整で必要な控除が漏れていた場合

■寄附金・義援金を支払った方へ

個人の方が2,000円以上の寄附金・義援金を支出した場合、寄附金控除の対象となる場合があります。確定申告を行う際には、寄附をした自治体などが発行する寄附金受領書や専用振込用紙の払込控が必要です。

■農業所得のある方へ

酪農経営の収支計算書、成牛の減価償却早見表などは12月下旬に発送していますが、届いていない方は問い合わせください。

■事業主の方へ

給与支払報告書などの法定調書および償却資産の申告書を提出していない方は、至急提出してください。

提出期限 1月31日(水)

■障害者控除について

障害者手帳をお持ちの方は、確定申告時に提示をすることで障害者控除を受けることができます。また、障害者手帳をお持ちでない方でも障害者手帳を持っていると同等と認められる場合には、認定申請により控除が受けられます。(介護保険の要介護認定を受け、一定の基準に該当する方など) 手続きや基準については問い合わせください。

■復興特別所得税について

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生じる所得には、所得税と併せて復興特別所得税が課税されます。

復興特別所得税の税率は所得税額の2.1%となります。

「マイナンバーカード」「マイナンバーが書かれた書類+身分証明書」が必要です。

確定申告書にはマイナンバーを記載します。申告相談にお越しの際は、必ずマイナンバーカード、番号通知カードと運転免許証などの身分証明書をお持ちください。

問い合わせ

- ・申告相談に関する事／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎485-2111内線154）
- ・事業所得・確定申告のマイナンバーに関する事／釧路税務署（☎0154-31-5100）
- ・障害者控除の手続きに関する事／役場保健福祉課社会福祉係（1階④番窓口☎485-2111内線132）